

指 示

平成 2 4 年 1 0 月 2 5 日

宮城県知事
村井 嘉浩 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 2 項に基づく平成 2 4 年 1 0 月 1 8 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 宮城県仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、色麻町、加美町、南三陸町及び大衡村において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 宮城県栗原市及び大崎市において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 宮城県白石市、栗原市及び丸森町において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
4. 宮城県気仙沼市、栗原市、大崎市及び加美町において産出されたくさそてつ

について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

5. 宮城県気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町及び南三陸町において産出されたこしあぶらについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
6. 宮城県気仙沼市、大崎市及び丸森町において産出されたぜんまいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
7. 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域において漁獲されたくろだい、ひがんふぐ及びひらめについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
8. 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域において漁獲されたまだら（1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。）及びすずきについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
9. 一迫川のうち花山ダムの上流（支流を含む。）、江合川のうち鳴子ダムの上流（支流を含む。）、大倉川のうち大倉ダムの上流（支流を含む。）、碁石川のうち釜房ダムの上流（支流を含む。）、三迫川のうち栗駒ダムの上流（支流を含む。）、名取川のうち秋保大滝の上流（支流を含む。）、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流（支流を含む。）及び松川（支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。）において採捕されたいわな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
10. 宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）、同県内の大川（支流を含む。）及び同県内の北上川（支流を含む。）において採捕されたいわなについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

- 1 1. 宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
- 1 2. 貴県において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（1 2 月齢未満の牛を除く。）及びと畜場へのお荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛については、この限りでない。
- 1 3. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 1 4. 貴県において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(参考)

指 示

平成24年10月18日

宮城県知事

村井 嘉浩 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

野田 佳彦

貴県に対する、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）による改正前の原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成24年8月30日付け指示は、改正後の同条第2項に基づき下記のとおり変更する。

記

1. 宮城県仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、色麻町、加美町、南三陸町及び大衡村において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 宮城県栗原市及び大崎市において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 宮城県白石市、栗原市及び丸森町において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

4. 宮城県気仙沼市、栗原市、大崎市及び加美町において産出されたくさそてつについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
5. 宮城県気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町及び南三陸町において産出されたこしあぶらについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
6. 宮城県気仙沼市、大崎市及び丸森町において産出されたぜんまいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
7. 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域において漁獲されたくろだい、すずき、ひがんふぐ及びひらめについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
8. 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域において漁獲されたまだら（1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
9. 一迫川のうち花山ダムの上流（支流を含む。）、江合川のうち鳴子ダムの上流（支流を含む。）、大倉川のうち大倉ダムの上流（支流を含む。）、碁石川のうち釜房ダムの上流（支流を含む。）、三迫川のうち栗駒ダムの上流（支流を含む。）、名取川のうち秋保大滝の上流（支流を含む。）、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流（支流を含む。）及び松川（支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。）において採捕されたいわな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
10. 宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）、同県内の大川（支流を含む。）及び同県内の北上川（支流を含む。）において採

捕されたうぐいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

- 1 1. 宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
- 1 2. 貴県において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（1 2 月齢未満の牛を除く。）及びと畜場へのお荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛については、この限りでない。
- 1 3. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 1 4. 貴県において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。